

平成24年度 第1回倉吉市学校教育審議会

日 時 平成24年7月26日（木）午後3時～5時
場 所 倉吉市役所 第3会議室（東庁舎3階）

日 程

※委嘱状交付

1 開 会

- (1) 開会あいさつ
- (2) 自己紹介
- (3) 会長、副会長選出

2 事務局説明

- (1) 平成23年度倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実績及び評価について
- (2) 平成24年度倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実施計画について
- (3) 倉吉市立小・中学校の適正配置等についての地区説明会中間報告

3 協 議

- (1) 平成23年度倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実績及び評価について

- (2) 平成24年度倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実施計画について

- (3) その他

4 その他

5 閉会

目 次

- ・ 倉吉市学校教育審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 倉吉市学校教育審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 倉吉市学校教育審議会運営規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

別添資料

- ・ 平成24年度倉吉市学校教育関係要覧
- ・ 倉吉市教育振興基本計画（新規委員のみの配布）
- ・ 倉吉市教育振興基本計画パンフレット
- ・ 平成23年度倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実績及び評価
- ・ 平成24年度倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実施計画
- ・ 平成23年度学校教育審議会委員意見

倉吉市学校教育審議会委員

氏 名	所属等
中 嶋 邦 彦	学識経験者 (鳥取短期大学附属幼稚園長)
松 本 典 子	学識経験者 (鳥取短期大学幼児教育保育学科教授)
吉 田 武 章	学識経験者 (前倉吉市教育委員)
尾 上 直 美	保・幼保護者代表 (倉吉幼稚園保護者と先生の会副会長)
門 脇 正 富	小学校保護者代表 (関金小学校PTA会長)
杉 本 友 子	中学校保護者代表 (久米中学校PTA副会長)
寺 谷 志 津 枝	園長会代表 (倉吉市立上井保育園長)
松 田 裕 一	小学校長会代表 (倉吉市立西郷小学校長)
石 田 正 紀	中学校長会代表 (倉吉市立東中学校長)
名 越 和 範	学識経験者 (前県立倉吉東高等学校長)
岡 野 勝 義	自治公民館代表 (自治公民館連合会長：明倫地区自治公民館協議会長)
小 谷 次 雄	地区公民館代表 (倉吉市公民館連絡協議会長：成徳公民館長)
山 下 千 之	児童福祉関係者 (福吉児童センター館長)
笠 田 直 樹	産業界代表 (倉吉青年会議所 専務理事 打吹商事)
中 田 朱 美	県教育委員会 (中部教育局学校教育係長)

任期：平成24年6月20日～平成26年6月19日

倉吉市学校教育審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市学校教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市立小学校及び市立中学校(以下「市立学校」という。)の教育の振興に関する重要事項
- (2) 市立学校の運営に関する重要事項
- (3) 市立学校の校区に関する重要事項
- (4) 市の教育評価に関する重要事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか学校教育に関する重要事項
- (6) 社会教育並びにスポーツ及び文化芸術の振興のうち学校教育に関連する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(倉吉市校区審議会条例の廃止)

- 2 倉吉市校区審議会条例(昭和44年倉吉市条例第34号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第3条第2項の規定による委嘱及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

倉吉市学校教育審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市学校教育審議会条例（平成22年倉吉市条例第 号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、倉吉市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を書面により委員に通知しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に意見を述べさせ、又は説明させるため、当該委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、公開とする。ただし、特別の事情により審議会が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(会議録)

第5条 会長は、審議会を行ったときは、会議録を作成しておかななければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。